

懲罰処分規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟(以下「当法人」という。)が担うスキーの正しい普及とスキー競技の促進発展という重要な役割に鑑み、当法人の事業執行の公正さに対する多くの方の疑惑や不信を招くような行為の防止及び暴力行為等の根絶を図り、もって当法人に対する社会的な信頼を確保する事を目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は当法人定款第6条第1項に規程する会員、第25条第1項に規程する役員(当法人が規程等により選任する委員を含む。以下同じ。)、第34条第1項に規程する名誉会長、顧問、アドバイザー及び第57条第2項に規程する職員とする。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規程された者の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由無く、当法人の指示命令に従わなかったとき
- (2) 当法人および所属団体の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (3) 当法人の定めるコンプライアンス規程第6条に定める禁止行為を行ったとき
- (4) その他法令または当法人の定める定款及び諸規程に違反したとき

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 当法人は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員、名誉会長、顧問、アドバイザー(以下「役員等」という。)に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める
- ② けん責 文書による注意を行い戒める
- ③ 降格 下位の役職に移行させる
- ④ 役員等就任資格の停止 一定期間、当法人役員等への就任資格を停止する。
- ⑤ 解任 定款第25条第1項に規程する役員にあっては、第30条に基づき解任をし、定款第34条第1項に規程する者については、理事会の決定によりその職を解く。

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める

- ② けん責 文書による注意を行い戒める
- ③ 減給 報酬又は給与を減額する。ただし、労働基準法第91条を限度とする
- ④ 出勤停止 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給料は支払わない
- ⑤ 降格 下位の資格・職位等へ移行させる
- ⑥ 諭旨退職 諭旨により退職願を提出させる。これに応じないときは解雇する
- ⑦ 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に免職とする

(3) 会員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める
- ② けん責 文書による注意を行い戒める
- ③ 会員登録期間の停止 一定期間、当法人の会員登録資格を停止する
 - ア 有期の登録資格停止の場合 一年以上5年以下
 - イ 無期の登録資格停止
- ④ 除名 定款第10条に基づき除名をする

2 当法人は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課することができる。

(処分の原則)

第5条 当法人は、本規程を適用し処分を審査する者(以下「審査対象者」という。)全てに対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(コンプライアンス委員会)

第6条 第5条の目的を達するため、コンプライアンス委員会をおく。

2 コンプライアンス委員会は、正会員・所属会員および外部有識者から当法人会長が委嘱する5名の委員で組織し、委員の互選より委員長を選出する。

3 コンプライアンス委員会は、必要に応じて適宜、当法人、所属団体及び審査対象者又はその他当該事案に係る者・団体に対して、事実関係について説明及び証拠書類の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。

4 コンプライアンス委員会は、中立、かつ公平に処分の審査をし、理事会に処分の当否及びその種類を答申する。

5 コンプライアンス委員会の任期は委嘱の日から翌年7月31日とする。ただし、事案が年度をまたぐ場合はその事案が終了するまでとする。

(調査の委任)

第7条 コンプライアンス委員会は、前条第4項の調査並びに前条第5項の審査及び答申について、次の者(以下「調査等受任者」という。)にその一部又は全部を委任することができる

る。

- (1) スポーツ指導における暴力行為等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター第三者相談・調査委員会
- (2) 臨時に設置する第三者による調査委員会

(処分の決定)

第8条 理事会は、コンプライアンス委員会及び調査等受任者の答申を審議し、処分決定を行う。決定に際して理事会は、コンプライアンス委員会及び調査等受任者の答申を尊重するものとする。

2 前項に基づき理事会で決定した処分は、処分する者に対し、以下の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 処分者の氏名
- (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
- (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の手続きの経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目
- (6) 処分の年月日
- (7) 不服申し立て手続きの教示

(不服申し立て)

第9条 前条第2項の通知を受けた者は、その処分に不服のある場合、通知のあった日(郵送の場合は送達日)の翌日から起算して、90日以内に当法人に対し不服申し立てを行うことができる。

2 前項による不服申し立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査員を招集し、その申し立てを審査し、理事会に答申しなければならない。

3 前項の不服審査員の構成は、次の通りとする。

- (1)コンプライアンス委員長
- (2) 外部有識者を含め、コンプライアンス委員長が特に指名した者

3 コンプライアンス委員長は、不服申立者に対し、書面をもって不服審査会の開催に係る通知を行わなければならない。

ただし、審査対象者が不服審査会における意見陳述を不要とする場合を除く。

4 不服審査会には、不服申立者のほか、親権者又は不服申立者が指名する者1名が出席して意見を述べることができる。

5 前項の出席者全員が、不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会を開催しない。

第10条 理事会は、不服審査会の答申を審議し、決定を行う。決定に際して理事会は、

不服審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項に基づき理事会で決定した事項は、不服申立者に対し、以下の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 不服申立者の氏名
- (2) 決定の内容
- (3) 決定の年月日

(登録資格停止処分の解除)

第 11 条 会員登録資格停止処分を受けた者(以下「会員資格停止者」という。)は、当該資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2を経過した後(無期の会員登録資格停止処分については4年を経過した後)に、以下の手続きにより、当該資格停止処分の解除申請を行うことができる。

- (1) 会員登録資格停止者は、当法人事務局(以下「事務局」という。)に処分解除申立書及び反省文並びに嘆願書を提出する。
- (2) 事務局は、コンプライアンス委員会に前号の書類一式を回付する
- (3) コンプライアンス委員会は、当該登録者を聴聞のうえ、解除妥当と判断したときは、その旨を理事会に答申する
- (4) 前号の答申を受けて理事会において、解除について審議・決定する

2 理事会において解除が認められた会員登録資格停止者は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(損害賠償)

第 12 条 違反行為により処分を受けた者は第3条の懲戒事由に該当する行為によって当法人に侵害を与えた場合は、懲戒処分とは別に、当法人の請求に従い、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

(除斥)

第 13 条 コンプライアンス委員及び不服審査員は、次の各号のいずれかに該当する者以外でなければならない。また既に コンプライアンス委員又は不服審査員に就任している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審議に参加することができない。

- (1) 審査対象者、不服申立者及び当該者と同一の所属団体に属する者
- (2) 前号の者の配偶者、4親等以内の親族、又は法定代理人(成年後見制度に係る保佐人、補助人を含む。)
- (3) 本規程により処分された日(期間の定めのある処分を受けた者にあつては、その期間が満了した日)から2年を経過していない者
- (4) 第6条第4項の規程により事情聴取を受ける者及び当該審査事案の関係者

(5) 第9条第4項に規程する不服申立者が指名する者

(6) 第2条に定める役員、事務局職員

2 コンプライアンス委員長が前項の規程に該当する場合、予めコンプライアンス委員会において定める順により、その職務を代理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、当法人理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成30年10月4日から施行する。

この規程は、令和元年9月26日から施行する。

この規程は、令和3年4月8日から施行する。